

大阪都市景観建築賞（愛称 大阪まちなみ賞）表彰実施要領

周辺環境の向上に資し、かつ、景観上優れた建物やまちなみに対する表彰は次の要領で行なう。

（審査・選考）

第1条 大阪都市景観建築賞（以下「大阪まちなみ賞」という。）は、次条に基づき、推薦された建物・まちなみの中から、大阪都市景観建築賞審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査選考する。

（推薦方法）

第2条 対象の建物・まちなみを推薦しようとする者は、別に定める推薦要領に基づく推薦方法に従って推薦するものとする。

（対象建物・まちなみ・建築サイン）

第3条 本年度の推薦期間中に推薦された大阪府域内の建物（最近5年以内に完成し1年以上経過したもの）及び、まちなみ（完成後1年以上経過したもの）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

〔建物〕

1. 将来のまちの景観をリードしていくようなもの
 - ア. 敷地内に、広場などのオープンスペースを適切に配置したもの
 - イ. 敷地を共同化してできた建物で優れた景観を作り上げているもの
 - ウ. 地域のシンボルとなるようなもの
 - エ. その他
2. 周辺の建築物等と調和し、美しいまちなみの形成に役立っているもの
3. 伝統的なまちなみの維持・向上に役立っているもの
4. 自然の景観（河川、山並みなど）と調和しているもの
5. 敷地内や壁面、屋上を緑化することにより、魅力ある景観に寄与しているもの
6. 敷地内や壁面等に、デザイン性やアート性に優れたサイン・壁画・彫刻・モニュメント等を配置することにより、魅力ある景観に寄与しているもの
7. その他、この賞の趣旨に沿ったもの

〔建物を中心としたまちなみ〕

1. 総合的な計画、良好な維持管理により優れた景観を作り上げているもの
2. 伝統的なまちなみの維持・向上を図っているもの
3. 適切な緑化により、魅力あるまちなみを形成しているもの
4. その他、この賞の趣旨に沿ったもの

（賞の種類）

第4条 大阪府知事賞、大阪市長賞、審査員特別賞、緑化賞、建築サイン・アート賞については各1件、奨励賞は5件以内とする。なお、建築サイン・アート賞は他の賞との重複も可とする。それぞれ該当がない場合もある。

（賞状）

第5条 建築主、設計者及び施工者等には、賞状を授与する。

（除外物件）

第6条 次の(1)から(5)の各号に該当するものは、審査、選考から除くものとし、また、(6)号に該当するものは、緑化賞、(7)号に該当するものは建築サイン・アート賞の選考から除くものとする。

- (1) 建築基準法に基づく建築確認申請が必要な物件で検査済証が発行されていないもの
- (2) 場所が特定できないもの
- (3) 建築主が辞退したもの
- (4) 過去において大阪まちなみ賞を受賞したもの
- (5) その他、運営委員会が大阪まちなみ賞にふさわしくないと判断したもの
- (6) 過去において、大阪府の大阪施設緑化賞及び大阪市の建築物に付属する緑化施設表彰を受賞したもの
- (7) 屋外広告物法に基づく掲出許可が必要なサインで許可証が発行されていないもの

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会が別に定める。